

聯合學士院代表者の會議に關する報告

櫻 井 錠 二

第一 倫敦會議

倫敦皇立協會(Royal Society)主催の下に大正七年十月聯合學士院代表者の會議を開き科國的萬國協會の組織に付、議する所あらんとするに依り、本院は同年四月十二日の總會に於て右會議に參與すべきことを議決し、尋て本員は田中館會員と共に本院を代表し之に參列することとなりたるを以て、同年七月五日渡英の途に就き米國を経て八月十二日倫敦に到着せり。

會議は十月九、十、十一の三日間皇立協會内に於て開催せられたるか、之に參加したる諸國の學士院代表者左の如し。

ベルジウム	ルコアント、マッサール、プーサン
ブラジル	カルヴァルホー
佛 國	バイヨ、ビグルダン、ハイレル、ラクロア、ラールマン、ムローロ、ピカール
伊 國	ヴォルテラ
日 本	田中館愛橘、櫻井錠二
セルビヤ	ポボウィッチ
米 國	バムステッド、カーテイ、デュランダ、フレックスナ、ヘール、ノイエス

英 國

トムソン、ケムプ、シェースタ、ハーデイ、ヘルドマン、ダイソン、ジーンズ、ライラン
 ス、マクレランド、シェーファ、シェリングトン、チルデン

計 八ヶ國 三十三名

會議の議長は皇立協會々長ジエ、ジエ、トムソン博士之に當り歡迎の辭を述べたる後、正式の決議は國別投票に依り採決すへきも然らざるものに關しては個人投票に依ることにしては如何、又シェースタ、ラールマン、デューランド三博士に記録掛を委嘱しては如何との提議を爲し、何れも異議なく可決す。

斯くて愈、議事に移りたる後、英、佛、米其の他の學士院代表者より提出せられたる議案に付、提出者の説明あり、又之に對する各參列者の意見陳述あり、凝議の末、全會一致又は大多數を以て可決せる重要事項左の如し。

本決議の前提とすへき宣言

今次の戰亂勃發し歐洲の列強互に干戈を交へてより既に四年有餘の歲月を経たり。而も平和克復するに至らば一旦斷絶せられたる國交も直に舊に復すると共に昨の敵も復相提携し、互に協力して再ひ學術の進歩に寄與するを得へしとは是れ開戰の初に當り學者の一般に希望したる所なり。蓋し中世に於ける學問の復興以來、學術の研究は各國の學者間にありては邦國と邦國との争鬭に對抗するに足るへき鞏固なる聯結を爲したればなり。而して前世紀の末葉に於て文明諸國間の共同研究を必要とする學術の進歩發達を見るに及びて、益、其の聯結を堅うし各種の萬國協會及萬國會議は年と共に増加し、各國の學術代表者は縱令其の政治思想を異にする所ありとも、其の交誼は日を追ひて愈々厚きを加ふるに至れり。

抑、學者の共同研究か戰爭の爲に一時妨げらるゝことは從來屢、之有り。然りと雖、學術上の功績を認

識し之に基ける相互尊敬の念は毫も毀損せらるゝことなく、平和の克復は終局を告げたる戦争の傷痕を直に拂拭するを常とせり。されは今日聯合諸國の學士院代表者は、中歐諸國か再び文明國の伍班に列することを得るに至る迄、彼等に對する學術上の交際を絶たざるを得すとの宣言を發表するに際し、十分に責任を自覺すると共に此の決意を爲すに至りたる所以を明にする必要ありと信する者なり。

由來文明は人道擁護の爲、及名譽維持の爲に各國の行動に或る制限を加ふ。例へば條約を尊重することの承認の如き是なり。殊に戰時に於て其の適用を見るべき條約に於て然り。一般人民に對する殘忍行爲の禁止の如き亦是なり。然るに中歐諸國は是等の規約を無視し、且戰爭其のものゝ兇惡より生ずる殘忍性に何等の拘束を加へず、傍若無人の蠻行を恣にして文明の規律を破壊せり。元來戰爭は自ら慘事を以て満たさるゝものなれば、個人の蠻行の避く可らず已む可らずとして之を忍はさる可らざるものあるも亦勿論なり。然れとも吾人か茲に言はんと欲する所のものは是等の慘事蠻行にあらず、溫良柔順なる民衆を脅嚇せんか爲に、上長の地位に在る者の發意に出て獎勵に依りて行はれたる組織的殘忍行爲即ち是なり。財産の不法破壊、海陸に於ける虐殺凌辱、病院船の擊沈、俘虜に對する侮辱虐待の如き、何れも皆是等の罪惡を犯したる國民の歴史に一大汚點を留むるものなり。而も此の汚點は物質上の損害賠償を以て除去し得べきものにあらず。信義を缺ける學術上の交際は何等の價值を有するものにあらず。苟くも信義を回復せんと欲せば、中歐諸國は先づ上述の暴虐を敢てして文明諸國の激怒を招きたる政策を拋棄せざる可らざるなり。

本 決 議

一、中歐諸國と交戦中の諸國以下單に聯合諸國と云ふは現存せる各種萬國協會の定款又は會則の規定する所に従ひ成るべく速に是等の協會より脱退すること

聯合諸國は科學及其の應用の發達を圖る爲、必要なる諸協會を新に且速に組織し追て中立諸國の加入を期すること

二、メートル會議の如く國際協約に基きて成立したるものに關しては平和會議の開催に際し之を議すること

三、航海、鐵道、電信等の如き交通及通信機關の行政上必要缺くへからざる協約に關しては本決議を適用せざること

四、本會議は科學及工業の各部門並國防に係る研究に必要な萬國機關の設立に關し大體の計畫を立てる爲、一の委員會を組織し各學士院は本會議に出席の代表者以外に他の會員を追加して之に參加せしめ得ること

五、決議四に關する研究の進捗を期する爲、本會議は各學士院か當該國に於て國立の學術研究會議 (National Research Council) の創設に努力せんことを勧誘すること

六、各國立の學術研究會議の聯盟に依り決議四の委員會を中心とせる萬國學術研究會議 (International Research Council) を組織すること

七、本會議は工業、農業及醫術の進歩か凡て純正科學に基くものたることを確信するを以て、平和克復後に於ては多額の補助金を支出し、學理的にして營利を目的とせざる科學研究を獎勵することの必要なるを聯合諸國の政府に進言し、更に國立と私立とを問はず大規模の實驗科學研究所の設立を勧説すること

尙附帶決議として左の三件を可決せり。

八、以上一より七に至る決議は各學士院より之を當該政府に報告すること

九、各國に於ける諸學會に對する本會議の決議の通牒は之を當該學士院に依頼すること

十、現存せる各種萬國協會の事務局に對する本會議の決議の通牒竝此の決議と步調を一にしたる行動ありたき旨の要求は之を皇立協會に依頼すること

右決議四の委員會は十一月下旬巴里に於て開催し、シュースタ博士を委員長に推薦することに決せり。又以上各決議事項以外に提出せられたる案件二三ありしも是等は巴里に於て開催せらるべき委員會の議に附することとなれり。

第二 巴里會議

倫敦會議の決議の要項は電信の往復に依り本院の承認を得たるを以て、本員は田中館會員と共に更に巴里に於ける委員會に參列せり。而して同委員會は大正七年十一月二十六日より二十九日に至る四日間巴里理科學士院 (Académie des Sciences) 内に於て開かれたるか參列者は

ベルジウム	三名	ブラジル	一名	米	國	六名	佛	國	十三名	
英	國	八名	伊	國	五名	日	本	二名	ポーランド	一名
ポルチユガル	一名	ルマニヤ	四名	セルビヤ	二名					

計 十一ヶ國 四十六名

にして倫敦會議に於けるよりも國數參列者數共に多きを加へたり。

會議は先づ理科學士院長ペンルヴェー博士の歡迎の辭を以て開かれ、次に委員長シュースタ博士議長席に就きて一場の挨拶を爲し、各學士院より提出せられんとする議案は書面に認めて差出されたき旨を述べ、尙採決の方法竝記録掛委囑の件に付、諮る所あり。採決に關しては倫敦に於ける方法を襲用し記録掛は之をラールマン、デューランド兩博士に委囑することに決す。

次に議事に入り先づ臨時萬國學術研究會議設立の件を附議することとなりたるか、此の重要なる案件は全會一致を以て可決せられたり。即ち決議事項の要領左の如し。

臨時萬國學術研究會議の設立

一、倫敦決議四に依る本委員會は臨時各國立學術研究會議聯盟の職務を執り、之を萬國學術研究會議と稱すること

二、本會議に於て代表せられたる學士院は倫敦決議五に依る國立の學術研究會議又は他の國立機關の代表者を萬國學術研究會議の會員として隨時追加し得ること

三、各種の提案に付、審議取捨せしむる爲、萬國學術研究會議は直に五名の執務委員を選任すること

四、執務委員は倫敦決議四に依る萬國機關の設立計畫殊に新なる協會の組織に關し、本會議に於て代表せられたる學士院又は學士院代表者の團體より提案ありたるときは之を審議すべきこと、審議を爲すには執務委員か最も適當と認めたる個人又は團體の意見を徵すべきこと

五、執務委員は本會議の決議に係るもの、外、倫敦決議一の第二項に依る新協會の組織の審議に關しては各種の特別委員を選任すべきこと

六、執務委員は萬國學術研究會議を召集する權能を有すること

七、倫敦決議六に依る萬國學術研究會議を組織するに十分適當なる進捗を見たりと思考したるときは執務委員は同會議を召集すべきこと

前項の萬國學術研究會議の開催と共に執務委員は其の職を辭任すべきこと

八、本會議に於て選任したる各特別委員の任務に關係なき新計畫に就きては執務委員は最も適當と認めたる個人又は團體の意見を徵すべきこと

九、通信書類の保管、其の他の事務を行ふ執務委員管理の下に事務局を設置すること

右決議三の執務委員としてヘール、ルコアント、ピカール(委員長)、シュースタ(幹事)及ヴォルテラの五氏を推薦し、決議九の事務局は之を倫敦皇立協會内に置くことに決せり。

次に研究上の主義に關する左の宣言を全會一致を以て可決せり。

研究上の主義に關する宣言

科學の大進歩は個人の努力に依つもの多く隨て是等の努力を獎勵することの必要益、多きを加へたるを認め、萬國學術研究會議は其の任務の一として、優秀なる科學研究を遂行するに堪能なる個人に對し、必要なる補助と自由とを與ふべき施設を獎勵することに努むべし。

更に各種萬國協會の組織に關する共通規程案を議題とし、凝議の末左の二項を可決せり。

萬國協會の組織に關する共通規程

一、左記諸國は萬國學術研究會議と連絡を保つべき凡ての科學的協會の設立に參與し、又は其の定款を承認するに於ては隨時之に加入することを得

ベルジウム、ブラジル、米國、佛國、英國、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、南アフリカ、 그리스、伊國、日本、ポロランド、ポルチガル、ルマニヤ、セルビヤ

二、是等の協會の設立せられたる後に於ては前記以外の諸國にして倫敦決議一の要件を具へたるものは其の要求に依り、又は既に會員となれる國の提案に依り之に加入することを得
前項の要求又は提案は當該協會の萬國委員に對し之を爲すことを要し、又之を可決するには會員たる諸國の四分の三以上の同意あることを要す

右四分の三に對し英、米、日の代表者は三分の二説を主張せしも終に破れたり。

以上各決議事項は一般的の性質を有するものなるか、各種専門的協會の設立に關しては特別委員を設け其の報告に基きて議決したるもの左の如し。

萬國天文學協會

(1) 萬國協會の組織に關する共通規程一に列記せる諸國を會員とし、萬國天文學協會を設立する

こと

(2) 同協會は各國委員の代表者より成れる萬國委員之を管理すること
 (3) 各國委員は當該國の學士院、國立の學術研究會議又は他の國立機關の發議に依り、學會の代表者及政府の任命したる者を以て之を組織すること。

(4) 萬國委員會の決議は學術上の問題に關しては出席者の多數決に依り、行政上又は行政學術兩方面の問題に關しては國別投票の多數決に依る、但し各國の有する投票權は人口の多少に依り左表に基きて之を定むること

人口	五百萬以下	一個	同	五百萬乃至一千萬	二個
同	一千萬乃至一千五百萬	三個	同	一千五百萬乃至二千萬	四個
同	二千萬以上	五個			

殖民地及保護國にありては其の人口を本國の人口に合算し自治領(カナダ、オーストラリヤ等の如き)は前表に準し其の人口に相當する獨立投票權を有すること

萬國地球物理學協會

前項萬國天文學協會の設立に關する決議と他に異なる所なし只(2)以下を順次繰下けて(3)(4)(5)と爲し、更に(2)として左の一項を加へたるのみ。

(2) 同協會は測地學部及氣象學部(地磁氣學、地震學、火山學は此の部に包含せらる)の二部に分れ、各部に於て事務局を設け部長、副部长及幹事各一名を置く

萬國化學協會

萬國化學協會の場合に於ては特別委員の提出せる報告に付、逐條議決を行ふべき時日なきを以て右報告に基き同協會を設立することとなれり。

其の他本會議の決議に依り執務委員の審議に移されたるもの數件あり即ち左の如し。

其の他

海外に科學及技術事務官設置の件、國立の學術研究會議を行政上の科學及技術顧問と爲すの件、特許に關する萬國機關設立の件、出版物交換の件、聯盟研究所設立の件、大學の連絡に關する件、貴重圖書借覽の件、圖書館研究所等の設備利用の件、照會局設置の件、萬國物理學協會設立の件、漁業及海洋學に關する萬國機關設立の件、自然物保護の件、圖書出版の件、緯度變化觀測の件、田中館會員より本事業は木村榮氏をして之を擔任せしむへしとの提案あり、理學文書の目錄及抄録の編纂に關する件

參照書類

一、大正七年十一月十一日附、在倫敦本員より穗積院長宛の書面に添附せる Preliminary Report of Inter-allied Conference on International Scientific Organization と題せる印刷物(倫敦會議の決議全部)

一、Resolutions votées par la Conférence と題せる書類(巴黎會議の臨時萬國學術研究會議の設立、主義上の宣言並萬國協會の組織に就きての共通規程に關する決議)

一、Resolutions votées concernant l'union Astronomipue と題せる書類(同上天文學協會及地球物理學協會の設立に關する決議)

一、一千九百十九年三月一日附(同四月十八日受)シェースタ幹事の來書に添附せる書類(同上萬國化學協會の設立に關する特別委員の報告、天文學協會及地球物理學協會の設立に關する決議に基きて成れる兩會の定款案)

一、本年三月十一日受附(巴黎理科學士院より送附の書類(海外に科學及技術事務官を設置するの件、其の他の提案) 以上